

重点的な取組、共通的な取組

消費者庁

令和5年度の調達改善計画												令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日～9月30日)					
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
○		指針を踏まえて特に改善に取り組む事項	<p>一者応札改善のためのアンケート調査を引き続き実施する。ただし、回答率が低いことから、アンケート調査に加え一者応札となった案件の担当課において、①なぜ応札しなかったのか、②主な要因は何か、③どのような点に気を付けていれば応札したのか等のヒアリングを実施する。ヒアリング事項は契約係で作成する。なお、不落案件についてのヒアリングも引き続き実施する。</p> <p>具体的な取組は以下のとおり。 ・アンケート調査を消費者庁ウェブサイトから回答できるようアンケートフォームを作成しており、引き続きそのアンケート結果を検証 ・ヒアリングを仕様書等を受け取りに来た事業者と入札説明会に出席した事業者のうち応札しなかった者に対して実施し、そのヒアリング結果を検証 ・引き続き一者応札対応シートを作成</p>	一者応札となった案件には何らかの理由があり、その理由を探ること、また、その理由を探る過程で仕様書作成及び調達過程において、どのような点に気を配れば複数者が応札可能となるのか、担当課に仕様書作成の要件の検討を促し、左記の具体的な取組により、事業者等の事情等ではなく、当庁で改善可能な理由が確認された案件について、次年度の継続や類似の案件において必要な対応を図っていくため。	A	H30		R5	A	H30	<p>入札説明書を入力した者へのアンケート調査、及び一者応札となった案件の担当課において、仕様書等を受け取り、又は入札説明会に参加した結果、応札しなかった事業者へのヒアリングを実施した。</p>	A	<p>アンケート調査については、一般競争入札76件中12件の回答があった。また、一者応札案件については、落札決定後速やかに契約担当から担当課にヒアリング実施の指示を行い、一者応札及び不落案件27件中19件についてヒアリングが実施された。ヒアリングに対する回答では、資格要件(統一参加資格、プライバシーマーク等)を満たしていないものが26者と最も多く、次いで人員や体制の確保が困難とするものが23者となっている。アンケート調査やヒアリングによる一者応札改善に関する定量的な効果の検証は困難だが、継続的に実施することにより、次年度以降の改善に寄与するため、今後も実施していく。</p>	上半期	<p>一者応札の理由を調査することにより、応札しなかった理由が事業者の都合によるものではなく、当庁で改善できる理由(仕様書の明確化等)が確認された場合、次年度以降の特に継続や類似の案件において、一者応札の是正のための措置を講じることができる。</p>	<p>・アンケート調査の回答が12件(前年同期7件)となっている。令和3年度から消費者庁ホームページからの回答も可能となり、上半期では前年同期よりも増加しており、引き続き、アンケートへの協力について、入札説明会等の事業者と接する機会に地道な声掛け等をしていきたい。</p>	令和5年度下半期も引き続き実施する。
○		随意契約の見直し	<p>定期購入物品、不定期の物品調達等については、引き続きオープンカウンター方式での調達を実施する。</p>	オープンカウンター方式を導入することにより、見積合わせに参加する事業者が増え、競争性の確保がなされると考えられるため。	A	H31		R5	A	H31	<p>・什器類や事務用消耗品類の計9件の購入についてオープンカウンター方式による調達を実施した。</p>	A	<p>第1四半期に5件、第2四半期に4件のオープンカウンター方式による調達を実施し、平均3者から見積書が提出され、その中で今まで消費者庁に入札等をしたことのない新規の事業者6者から見積書の提出があった。調達件数は、昨年度上期の4件から5件増加し9件となった。</p>	上半期	-	<p>・令和5年度下半期も引き続き実施する。</p>	
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を行う際には、一者応札が継続する案件等のテーマに対する改善案の検討を依頼し、改善への取組の検討を行い、改善策の成果を同委員会に報告する。また、一者応札となった個別案件については、一者応札の要因分析及び要因分析を踏まえた対応策を整理した一覧表を作成し、入札等監視委員会の検討資料とする。</p> <p>具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格(資格等級等)の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは等級を追加) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は3週間以上、総合評価落札方式は4週間以上の公告期間を確保) ・入札等監視委員会から一者応札改善の指摘を受けた調達に関し、検討結果及び改善策を入札等監視委員会に報告 ・入札等監視委員会による事後審査 ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施</p>	一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施する。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を開催した。	A	H26		R5	A	H26	<p>一者応札改善への取組を行っていくため、事前審査として、仕様書における調達内容、資格要件等について審査を実施した。また、事後審査として外部有識者による入札等監視委員会を開催した。</p> <p>具体的な取組内容は、下記のとおり。 ・入札参加資格の緩和(特に資格等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは全等級とするよう検討) ・仕様書の内容の見直し ・入札に参加可能な事業者の事前調査 ・競争参加者を確保するための十分な準備期間の確保 ・業務説明会の開催等による周知徹底 ・公告期間をより確保(市場価格調査及び入札公告期間を合わせ最低価格落札方式は平均29日間、総合評価落札方式は平均41日間の公告期間を確保) ・入札等監視委員会による事後審査(上半期は令和5年8月に開催) ・電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施</p>	上半期	-	<p>・令和5年度下半期も引き続き実施する。</p>			
○		調達事務のデジタル化の推進	<p>調達事務の効率化、事業者の利便性を図る観点から電子調達システムの電子入札機能を利用した調達を行う。また、ポスター掲示及びリーフレットを配布することにより、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行う。</p>		A	R4		-	A	R4	<p>電子調達システムの電子入札機能を利用した調達の実施。また、ポスターの掲示及び入札室にてリーフレットの配布を行い、電子調達システムの利便性等について事業者への周知を行った。</p>	A	<p>電子調達システムの電子入札機能を利用した調達は100%(前年同期100%)であり、電子応札件数も52件、電子応札率68.4%(前年同期42件、電子応札率66.7%)と向上している。また、電子調達システムを利用した契約手続は11件となり、前年同期7件から4件増加となり、電子調達システムの利用については、事業者の利便性の向上を図ることができた。</p>	上半期	-	<p>・令和5年度下半期も引き続き実施する。</p>	

その他の取組

調達改善計画		令和5年度上半期自己評価結果(対象期間:4月1日~9月30日)		
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>調達の適正性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約をする際は、随意契約審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行うとともに、競争手続への移行を検討する。 ・随意契約については、価格交渉の内容を把握し、適正な価格となっているのか検証を行う。 ・特にシステム関連については、PMO審査において価格の妥当性等の検証を行う。 ・随意契約に係る情報の公表として、契約件名・相手方・契約金額等について、消費者庁ウェブサイトにおいて公表し、透明性の確保を図る。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約審査委員会を開催し、競争性のない随意契約30件、企画競争による随意契約5件、公募による随意契約8件を審査し、企画競争による随意契約3件を一般競争入札に移行した。 ・競争性のない随意契約案件及び公募による随意契約案件15件について価格交渉を行い、8件で値引きが行われ、当初提示額から14,915千円(7.4%)が削減された。 ・情報システム関連については、少額随意契約を含む9件についてPMO審査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を希望する案件の審査を行うことにより、必要に応じて仕様書の見直し等を行い、一般競争が可能と判断されるものについては、一般競争への転換を行っている。
<p>総合評価落札方式への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報システム開発、調査、研究、広報等の調達において技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、総合評価落札方式を採用し、事前に適正な評価項目となっているか、価格点と技術点の割合の適正の可否を会計担当で審査し、事業者からの提案書提出後に技術提案内容の履行の確保等を技術等審査会で検証する。 	継続		-	-
<p>汎用的な物品・役務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な消耗品(OA消耗品、コピー用紙等)の調達や役務契約(速記等)については、共同調達を行う。 	継続		-	-
<p>人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府で実施される会計実務研修への積極的な参加や、調達事務の手引きを整備し、職員のスキルアップを図る。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員を中心に内閣府が実施する会計実務研修等に延べ7名が参加した。 ・令和5年度より、新規採用者への新人研修の際に契約事務の説明を行った。 	-
<p>外部有識者による個別調達案件の点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各調達案件について、入札等監視委員会の外部有識者による契約の競争性、公正性等の事後チェックを行う。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> ・入札等監視委員会を令和5年8月に開催し、7件について審査を行った。 	-
<p>市場価格調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な価格で契約を行うため、市場価格調査を積極的に実施し、複数者から見積書を徴取するとともに過去に調達した類似事例等を参考にし、適正な予定価格の設定を行う。 	継続			<ul style="list-style-type: none"> ・市場価格調査を積極的に実施することによる徴取した複数者からの見積書や、過去に調達を行った類似案件も参考にし、適正な予定価格の設定が図れた。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:4月1日～9月30日)

外部有識者の氏名・役職【 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 】 意見聴取日【 】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○令和5年度上半期に実施した取組とともに、自己評価全般について</p>	<p>○令和5年度調達合理化計画に基づく上半期の自己評価結果は妥当なものと考えます。</p> <p>・一者応札の増加は競争調達案件の全体的な増加の影響もあると思われるが、辞退理由のアンケート調査やヒアリングを継続し、改善の余地がないか引き続き把握に努めて頂きたいと考えます。</p> <p>・随意契約案件の増加に関しては、事前審査において真にやむを得ない理由によることの確認を引き続き行って頂きたいと考えます。</p>	<p>・引き続きアンケート調査や事業者へのヒアリングを実施し、改善の余地の把握に努めてまいります。また、改善の余地がある場合には、必要な措置を講じていくよう努めてまいります。</p> <p>・随契審査委員会において、随意契約にせざるを得ない理由を含めてその是非の審査を行い、企画競争による調達において、仕様書の見直し等が行える場合には、事業者に求める提案の内容をより具体的かつ焦点を絞った書きぶりにより、総合評価落札方式での調達への移行も検討します。</p>